

I 労働安全衛生法に定める発注者等に関する事項

1. 労働安全衛生法第3条3項（建設工事の注文者等の責務）

建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

法第3条第3項では、建設工事契約者その他の請負契約の発注者に対し、その契約内容を適正なものとするために配慮しなければならないこととしている。

建設工事では、発注者が工期、設計条件等を示し、この発注条件に基づいて事業者が工事を施工することになるので、これらの発注条件が施工方法に大きな影響を及ぼし、不適切な発注条件が付された場合には、施工時の安全衛生の確保が困難となる。これまで、発注条件が適正を欠くために、安全のための必要な経費を見込むことができなかつたり、あるいは突貫工事を余儀なくされるというようなこととなり、それがために労働災害を招来したというケースが多かったので、そうしたことを避けるよう、ここに明文の規定を設けることにしたのである。

発注者が配慮すべき事項としては、

- ①適正な工期を設定すること
- ②工事の安全な施工に配慮した設計を行い、また工法を選定すること
- ③施工条件が変化した場合等には工期や経費について適確に対応すること
- ④工費の積算において安全衛生を確保するために十分な経費を見込むこと
- ⑤複数の工区に分けて発注する場合においては工区間の調整をすること等がある。

なお「建設工事の注文者等」には、建設工事以外の注文者も含まれ、「工期等」には、工程、請負金の費目等が含まれる（47.9.18基発第602号）。

2. 労働安全衛生法第30条第2項（特定元方事業者の指名）

- 2 特定事業の仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他のものから請け負わないで注文している者を言う。以下同じ。）で、特定元方事業者以外のものは、一の場所において行われる特定事業の仕事を二以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る二以上の請負人の労働者が作業を行うときは、労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行う事業者であるもののうちから、前項に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない。（以下略）
- 3 前項の規定による指名がされない時は、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

建設業の分割発注等の場合に見られるように、同一の場所において相関連して行われる一の仕事が2以上の請負人に分割して発注され、かつ、発注者自身は当該仕事を行わない場合には、安衛法第30条第1項に規定する措置（特定元方事業者の講ずべき措置）を講ずべき事業者が2以上あることになるので、統括管理の性質に即して請負人で当該仕事を自ら行うものの中から統括管理を行うべき者1人を指名しなければならないこととしたものである。

これらの指名は、

- ①本条第2項の場所において特定事業の仕事を自ら行う請負人で、建築工事における躯体工事等当該工事の主要な部分を請け負ったもの
 - ②①の者が2以上あるときは、これらの者が互選した者
- について、あらかじめその者の同意を得て行わなければならない。（安衛則第643条）

3. 労働安全衛生法第31条の4（違法な指示の禁止）

注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

請負によって仕事を行う場合には、本来は請負人が責任をもって仕事を行うべきものであるが、建設工事等については、注文者（発注者、特定元方事業者等）と請負人が同じ場所で仕事をする事等から、注文者が請負人に対して仕事に係る指示を行うことが多い。その際、その指示内容が不適切であり、その指示どおりに作業を行えば、当該請負人が労働安全衛生法違反となる指示が行われている例がみられる。このため、そのような労働安全衛生法令の違反につながる指示を禁止することとしたものである。

注文者は請負人に仕事の指示をする場合は、請負人における労働安全衛生法令違反に直接つながるような指示をしてはならない。例えば、クレーンによってつり上げ能力を超える荷をつり上げることを指示すること、建設機械によってその建設機械の目的以外の作業を行うことを指示することなどがこれに該当する。

なお、本条は、指示を行ったものが労働安全衛生法またはこれに基づく命令の規定に違反する行為が行われることを認識して当該指示を行った場合に適用されるものであり、指示の内容が一般的であって、請負人がその指示に従ったとしても労働安全衛生法令に違反することなく当該指示の目的を果たせる場合において、結果として請負人が法令違反を行ったようなときについては、適用がない。（平成4年8月24日付け基発第480号）

II. 労働災害防止のための発注者が配慮すべき事項

(1) 発注者が配慮すべきこと

① 適正な工期を設定すること

工期が十分でない場合には完成予定日に間に合わせるために無理な作業を行うことが懸念されます。

また、工事の計画届を必要とする仕事については、事業者の届出が期日以内になされるよう、発注者においても余裕を持った設計を行う等配慮することが必要です。

工期の設定にあたっては、建設業の週法定労働時間が40時間となっており、1日の労働時間が8時間の場合は週休二日制を前提とすることとなります。(労働基準法第32条)

② 工事の安全な施工に配慮した設計を行い、また工法を選定すること

③ 施工条件が変化した場合等には工期や経費について適確に対応すること

過去、発注者の責任として問題となった事例の多くは、土木工事の掘削工事において土砂崩壊の危険があったにもかかわらず、土止めの措置を行うことなく急なこう配での切り取りを行った結果災害につながった例です。

このような場合、無理な施工を強いたとして発注者側の監督員等が刑法上の「教唆犯」として、元請事業場責任者等とともに労働安全衛生法違反の疑いで送検されるなどの結果となっています。

発注者は、工事の設計に当たり、法令に定められたこう配による切り取りや土石の崩壊措置を講じたものとするはもちろん、施工段階において、土砂崩壊の危険が生じ計画の見直しが必要となった時には、監督員等の個人的判断によることなく、組織としての対応が必要です。

④ 工費の積算において安全衛生を確保するための十分な経費を見込むこと

工事の安全かつ円滑な施工を確保するためには、発注者の行う積算において必要な経費が計上されていることが不可欠です。

安全を確保するための経費は直接工事費、共通仮設費の安全費、仮設費及び現場管理費に含まれるので、これらの各費用において、適切に計上することが必要です。

また、施工において請負業者に計画どおりの仮設を設置させることも重要であり、適切な積算と適切な施工という関係が重要です。

⑤ 複数の工区に分けて発注する場合においては工区間の調整を図ること

分割発注等により複数の元方事業者が存在する工事の発注にあつては、個々の

工区における労働災害防止は原則としてそれぞれの工区の元請事業者及び関係請負人の責任ですが、ある工区の施工の状況等が他の工区の安全に影響を与える場合もあるので、そのような場合を想定して発注者が工区間の調整、情報の提供等を行うことが必要です。

発注機関として、

- (イ) 元請事業者の指名およびこれらに対する協力
- (ロ) 個別工事間の連絡および調整
- (ハ) 災害防止協議会の設置
- (ニ) 安全衛生教育の実施についての指導および援助
- (ホ) 安全衛生意識高揚のための諸施策の実施
- (ヘ) 各種情報の提供

等に配慮することが必要です。

(2) 設計及び工法について特に配慮をお願いしたい事項

- ① 土木工事における明り掘り掘削の作業にかかる設計について
 - (イ) 手掘り（機械掘削面の手掘り仕上げを含む）における掘削面のこう配及び高さを基準どおりとすること
 - (ロ) 下水道管布設等のため溝を掘削する場合は、深さが1.5mを超えるときは土止め支保工を設けるか、またはこう配を75度以下とすること
特に埋め立て地、埋め戻し地等で作業を行う場合は留意すること
- ② 足場については、原則として枠組足場等の本足場（作業床の幅40cm以上のもの）で設計すること
- ③ 車両系建設機械の用途外使用について
クレーン機能を有さない機械での荷つり作業は、用途外使用として禁じられていることに注意すること
- ④ 有害業務について
酸素欠乏危険場所では、作業環境の測定、換気等を実施する必要があること
橋梁塗装工事では、施工箇所の周囲が足場の防護ネット等で囲われ、自然換気が不十分となり、有害物による中毒や火災の発生リスクに留意すること
- ⑤ 足場、土止め支保工等の工法の選定について
より安全な作業を確保するため、手すり先行工法、土止め先行工法の各ガイドラインに基づき、両工法の採用を促進すること

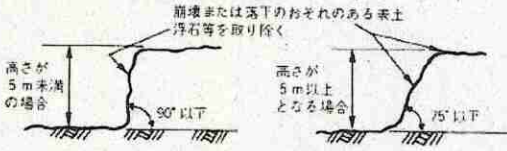
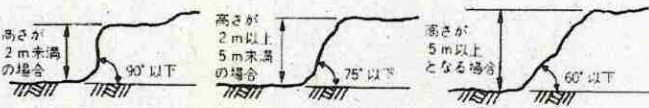
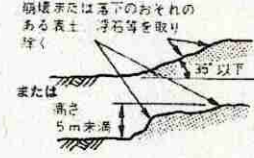

(3) 発注者としての労働災害防止活動実施事項

- ① 設計、積算及び工事監督を担当する者に対し安全衛生の知識を付与するための教育を実施すること
- ② 発注者及び施工管理等の関係者が工事現場に立ち入る時は、必ず保護帽を着用し、高所作業における墜落制止用器具、有害業務の特性に応じた保護具等を必要に応じて着用すること

(4) 今後の課題

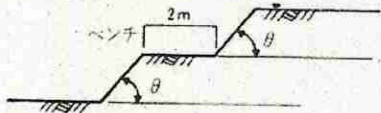
労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入等事業者が積極的に安全衛生管理を展開するような環境づくりを行うこと

建設工事発注に際しての安全衛生の配慮について

安全衛生に関し配慮すべき対象・事項	注意事項・参考図面・写真等																		
<p>1 地山（法面）の掘削</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工業者に対する地質調査結果の提供 ・ 地質調査結果に基づく安全設計 ・ 工事施工中の地質変化に応じた設計・計画変更 ・ 災害復旧工事等、著しい危険が伴う場合の工事着手時期及び安全な工法の検討 <p>① 掘削面の勾配基準（安衛則 § 356）</p> <table border="1" data-bbox="205 663 780 949"> <thead> <tr> <th>地山の種類</th> <th>掘削面の高さ</th> <th>掘削面の勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">岩盤又は固い粘土からなる地山</td> <td>5 m未満</td> <td>90度以下</td> </tr> <tr> <td>5 m以上</td> <td>75度以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の地山（*下記安衛則 § 357 の地山を除く）</td> <td>2 m未満</td> <td>90度以下</td> </tr> <tr> <td>2以上5 m未満</td> <td>75度以下</td> </tr> <tr> <td>5 m以上</td> <td>60度以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>（安衛則 § 357）</p> <table border="1" data-bbox="205 1055 780 1227"> <tbody> <tr> <td>砂からなる地山</td> <td>勾配を35度以下とし、又は掘削面の高さを5 m未満とすること。</td> </tr> <tr> <td>発破等により崩壊しやすい地山</td> <td>勾配を45度以下とし、又は掘削面の高さを2 m未満とすること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇ 土石の落下・崩壊の危険防止のため、ロックネット、安全ネット、防護フェンス等を指定仮設物として設計する</p> <p>(1) 岩盤または堅い粘土からなる地山 <small>崩壊または落下のおそれのある表土、浮石等を取り除く</small>  </p> <p>(2) その他の地山  </p> <p>(3) 砂からなる地山 <small>崩壊または落下のおそれのある表土、浮石等を取り除く</small>  <p>・ 勾配を35°以下とするか 高さ5 m未満とすること</p> </p> <p>(4) 発破等により崩壊しやすい状態の地山 <small>（大崩壊によりゆるめられた地山、大規模崩壊により落下し堆積した岩石からなる地山）</small> <small>崩壊または落下のおそれのある表土、浮石等を取り除く</small>  <p>・ 勾配を45°以下とするか 高さ2 m未満とすること</p> </p>	地山の種類	掘削面の高さ	掘削面の勾配	岩盤又は固い粘土からなる地山	5 m未満	90度以下	5 m以上	75度以下	その他の地山（*下記安衛則 § 357 の地山を除く）	2 m未満	90度以下	2以上5 m未満	75度以下	5 m以上	60度以下	砂からなる地山	勾配を35度以下とし、又は掘削面の高さを5 m未満とすること。	発破等により崩壊しやすい地山	勾配を45度以下とし、又は掘削面の高さを2 m未満とすること。
地山の種類	掘削面の高さ	掘削面の勾配																	
岩盤又は固い粘土からなる地山	5 m未満	90度以下																	
	5 m以上	75度以下																	
その他の地山（*下記安衛則 § 357 の地山を除く）	2 m未満	90度以下																	
	2以上5 m未満	75度以下																	
	5 m以上	60度以下																	
砂からなる地山	勾配を35度以下とし、又は掘削面の高さを5 m未満とすること。																		
発破等により崩壊しやすい地山	勾配を45度以下とし、又は掘削面の高さを2 m未満とすること。																		

➤ 地山掘削の問題点
 (ア)土質を目視で判断するのは難しい
 (イ)作業箇所周辺について十分な調査がしにくい
 (ウ)降雨等の自然環境が及ぼす影響の判断が難しい

➤ 「岩盤又は固い粘土からなる地山」、「その他の地山」のいずれに該当するかの判断が難しい場合は、安全側である「その他の地山」による設計とする。

安全衛生に関し配慮すべき対象・事項	注意事項・参考図面・写真等
<p>1) 掘削面に、奥行きが2m以上の水平な段があるときは、段毎の掘削面について適用する。 (ベンチカット工法)</p>  <p>2) 掘削面に傾斜の異なる部分があって勾配が算定できないときは、この基準による勾配より崩落の危険が大きくなるように傾斜を保持する。</p> <p>② 土止め支保工（土止め先行工法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 小規模な溝掘削作業を伴う上下水道等工事における土砂崩壊災害の未然防止のために「土止め先行工法」の採用 ◇ 掘削深さが浅い場合においても、地質・湧水等で危険のある場合や付近を車両が通行する場合等には、土止め支保工による崩壊防止措置を設計・積算 ◇ 立坑の土止め支保工がライナープレート等で設計されている場合等で、埋め戻しの際の撤去作業に危険がある場合は、土止め支保工の埋め殺しを前提に積算 ◇ 湧水の激しいところは周囲をコーキングする費用又はセメントミルク注入等地盤改良費用を積算 ◇ 土砂崩壊の危険が予想される場合は崩壊予知の地すべり計（傾斜計・歪計等）の設置を発注条件とする <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立入りを禁止する等の措置を講じること。 (安衛則 § 361)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 掘削箇所に接近してブロック塀、擁壁、ガス管等がある場合は、これらの倒壊防止措置又は移設等を設計・積算 ◇ 地下埋設物の調査費用を積算 ◇ 地山の掘削・土止め支保工作業主任者の有資格者が選任されているか確認 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>地山の掘削作業主任者の選任（安衛則 § 359） 土止め支保工作業主任者の選任（安衛則 § 374）</p> </div> <p>2 施工方法</p> <p>① 移動式クレーン・車両系建設機械の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 揚重作業はクレーン等の使用を特定して発注 ◇ 使用するバックホーは移動式クレーン機能付きとする <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>車両系建設機械を、パワーショベルによる荷のつり上げ、クラムシエルによる労働者の昇降等の当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない（安衛則 § 164）</p> </div>	<p>選任された作業主任者が現場で直接指揮していない例が認められる</p> <p>移動式クレーン機能を有さないバックホーによる用途外使用が認められる</p>

安全衛生に関し配慮すべき対象・事項	注意事項・参考図面・写真等
<p>◇ アウトリガー又はクローラを張り出すことができるスペースを確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>移動式クレーンを用いて作業を行うときは、アウトリガー又はクローラを最大限に張り出すこと（クレーン則 § 70 の 5）</p> </div> <p>◇ 誘導者の人件費を積算</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>車両系建設機械を用いて作業を行うときは、誘導者を配置すること（安衛則 § 157・158）</p> </div> <p>◇ 掘削法面にブロック積み作業を行うことがあるが、この場合に法面とブロック積み箇所間に安全なスペースを確保</p> <p>◇ 基礎擁壁の裏型枠の埋殺しを全損で計上</p> <p>◇ 圧気工事は、可能な限り人用気閘室（マンロック）と材料用気閘室（マテリアルロック）の併設を条件に積算</p> <p>◇ 車輛系建設機械の転落や転倒を防止するため、十分な広さの作業場所を確保</p> <p>◇ コンクリート打設工事は極力ポンプ打設で設計</p>	<p>▶ 移動式クレーンの転倒災害は、アウトリガー又はクローラを最大限に張り出していない場合、地盤の補強が不十分な場合に多発している</p> <p>▶ 移動式クレーン機能を有するバックホーで、クレーン機能を「切」状態での荷つり作業での転倒事例が認められる</p> <p>▶ 専従の誘導者を配置できない場合は、誘導者としての役割を十分果たすことができる者を選任する</p>
<p>3 墜落災害</p> <p>◇ 堰堤、谷止め工又は橋脚等構造物の頂部からの墜落災害防止措置を組み込んで設計</p> <p>◇ 護岸構造物、法面擁壁等の工事において高さ2 m以上の法肩作業及び目地仕上げ作業等がある場合には、足場仮設を組み込んで積算</p> <p>◇ 道路改良工事等において掘削法面ブロック積み作業を行う場合、墜落防止措置としてブロック積み面に設けられる簡易足場等の強度が充分保てるように設計</p> <p>◇ 小規模の増築工事又は建築物の補修工事であっても、必ず仮設足場等の墜落防止措置を組み込んで設計</p> <p>◇ 足場組立ての際、足場からの墜落防止のため、手すり先行工法の採用</p>	<p>施工中は勿論、現地下見、完成写真撮影、又は完成構造物の測量等の作業時に墜落防止措置が講じられていない事例が見られる</p> <p>▶ 墜落災害の主な発生原因</p> <p>(ア) 足場上の手すりが取付けられていない</p> <p>(イ) 開口部及び作業床の端に手すり等がない</p> <p>(ウ) 墜落制止用器具を使用していない、ランヤードフックの取り付け場所が確保されていない</p> <p>(エ) 通路が安全に確保されていない</p> <p>(オ) 安全ネット等の設置が完全になされていない</p>

安全衛生に関し配慮すべき対象・事項	注意事項・参考図面・写真等
<p>4 交通災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 道路上における工事については、一般通行車両の加害による事故を防止するため、必要な標識・標識灯等のほか、交通整理員等(*警備専門業者のガードマン等必要な知識を備えた者)による監視体制が確保できるよう積算 ◇ 高層建築工事からの第三者に対する飛来落下災害又は、道路工事等に係る掘削溝内への転落等一般公衆災害を防止するための措置を設計・積算 ◇ 一般交通の完全通行止めによる工事を図る <p>5 発注方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 発注時期の平準化 ◇ 施工条件に配慮 ◇ 安全経費は別枠計上(*特に小規模工事) ◇ 施工条件に応じた安全経費を計上 ◇ 工事発注までには用地取得を済ませ、電柱・電話柱等の移設を終了させる ◇ 設計変更等で工事が中断した場合は、工期を延長 ◇ 休日の確保のため工期を延長して発注している場合、リース資材の賃貸料等の管理維持費の増額分を計上 ◇ 除雪作業は夜間作業が多いことから、積算に当たっては重機の走行距離だけではなく、誘導員の配置、深夜手当等についても配慮 ◇ 労働時間短縮、週休二日制の促進のため、工期について配慮 ◇ 各種作業の資格者の確認 ◇ 発注機関としての安全パトロールの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ある時期に工事が集中することがないようにする ➤ 道路工事、河川工事又は山腹砂防工事等を同時期に近接して行くと上下作業となって飛来落下災害の危険が大きい ➤ 山間僻地等における冬期の工事については、積雪・凍結・雪崩等災害発生危険性が高い ➤ 気象条件の影響を受けやすい場所の工事は、地質地形の特性、過去の自然災害発生状況等を考慮する ➤ 工事開始時期が遅れ、十分な工期が確保できない場合がある。 ➤ 法定労働時間は1日8時間、週40時間である。(労働基準法第32条)

安全衛生に関し配慮すべき対象・事項	注意事項・参考図面・写真等
<p>6 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 設計積算担当者に対する労働災害防止に係る研修の実施 ◇ 緊急時を想定した教育訓練の実施 ◇ 緊急連絡体制の確立 ◇ 入札参加資格審査において、労働災害防止活動の実績に配慮 ◇ 労働基準監督署への情報提供 ◇ 適正な下請け企業の選定と適正な請負金額の設定に対する指導 ◇ 重層下請排除の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 労災保険未加入事業場の災害事例が認められる